中古車輸出・輸出取戻し申請の台数前提

(注:年月は西暦、単位は千台)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	6年間合計
	04.4-05.3	05.4-06.3	06.4-07.3	07.4-08.3	08.4-09.3	09.4-10.3	04.4-10.03
中古車輸出・輸出取戻し申請台数	0	100	900	1,000	1,100	1,200	4,300
(うちパソコン申請)		(67.5)	(607.5)	(675.0)	(742.5)	(810.0)	(2,902.5)
(うち送付申請)		(32.5)	(292.5)	(325.0)	(357.5)	(390.0)	(1,397.5)
中古車輸出台数	250	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	6,750

上記台数前提についての注。

中古車輸出・輸出取戻し申請台数 施行後当初は預託済自動車の台数が少ないので、1年目0台、2年目10万台とし、

3年目以降は中古車輸出台数から携行品30万台を減じた台数と想定。

中古車輸出台数 :1年目25万台(年間では100万台換算)、以後6年目まで毎年10万台増加すると想定。